

動物看護職制度在り方検討委員会（小動物臨床部会個別委員会） 第2回認定斉一化検討小委員会・ 統一カリキュラム策定検討小委員会合同会議議事概要

I 日 時 平成22年7月16日(金) 13:30 ~ 17:00

II 場 所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員】 認定斉一化検討小委員会委員
(五十音順)

井上留美	日本動物衛生看護師協会副会長
太田光明	日本動物看護職協会副会長
会亀昭夫	全日本獣医師協同組合理事長
桜井富士朗	日本動物看護学会理事長
下藪恵子	全国動物教育協議会会長
生子哲男	日本小動物獣医師会副会長
原大二郎	日本動物病院福祉協会専務理事
福所秋雄	全国動物保健看護系大学協会会長
松原孝子	日本動物看護職協会副会長
細井戸大成	日本獣医師会理事

統一カリキュラム策定検討小委員会委員

井上留美	日本動物衛生看護師協会副会長
太田光明	日本動物看護職協会副会長
大橋文人	日本獣医師会日本小動物獣医学会会長
下藪恵子	全国動物教育協議会会長
西原眞杉	日本獣医学会理事長
福所秋雄	全国動物保健看護系大学協会会長
松原孝子	日本動物看護職協会副会長
細井戸大成	日本獣医師会理事

【農林水産省】

佐々木 勝憲 消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（小動物獣医療担当）

【日本獣医師会】 山根義久（会長）、中川秀樹（副会長）、
大森伸男（専務理事）

IV 議 題

- 1 前回会議の検討結果（説明・報告）
- 2 動物看護職の高位平準化対策に係る各養成・認定団体による論点検討結果（協議）
- 3 今後の検討の方向（協議）
- 4 その他

V 会議概要

(1) 会議の冒頭、山根会長から挨拶があった。概要は次のとおり。

本日は多忙な中、出席いただいたことに感謝する。

本委員会の議論も総論から各論に入りつつあり、問題点が見えてくると同時に、具体的な方向性も煮詰まってきた。この機を逃さず、皆様のお力をいただきながら、組織同志の調整を図りながら、一丸となって取り組んでいきたい。関係各位の過去の努力を形にすべく、ご協力をいただきたい。看護師が堂々と社会に貢献し、広く国民に寄与できるよう、委員各位にはご議論のほどよろしくをお願いしたい。

(2) 前回会議に引き続き、細井戸委員長が議事進行を務めることとされた。

(3) 佐々木消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐より挨拶があった。

1 前回会議の検討結果（説明）

資料に基づき、事務局から、前回会議の検討結果について説明された。

2 動物看護職の高位平準化対策に係る各養成・認定団体による論点検討結果（協議）

(1) 統一試験・認定に向けての各団体・機関、委員の考え方

桜井委員から認定5団体合意事項（平成22年7月16日付け）が配布された後、動物看護職の高位平準化対策の論点に係るとりまとめ資料に基づき、各養成・認定団体としての見解及び認定5団体合意事項に関する各団体の考え方等について、委員から以下のとおり説明と意見交換が行われた。

ア 日本動物衛生看護師協会（井上委員）

4月のとりまとめ資料提出の際には日本動物看護職協会が独立したことを踏まえ、看護職協会が認定及び登録を行うべきであるという意見を提出したが、看護職協会の取り組みが消極的でよく見えないということもあり、その後の5団体における検討の結果となった。提出された5団体の合意事項は尊重したい。

イ 全日本獣医師協同組合（会亀委員）

認定試験を統一することは必然と考えている。団体内部における個々の論点については提出資料のとおりである。実施主体は農水省か日本獣医師会、もしくはその外郭団体が望ましい。また、トライアル試験は行わず、平成24年には5団体としての統一試験を行うことで進めるべきと考える。

ウ 日本動物看護学会（桜井委員）

- (ア) 現状の各5団体の試験・認定については、発展的に解消し、統一したやり方により良い仕組みに変えていくというのが基本的考えである。提示した認定5団体合意事項は、7月4日の検討による各5団体の最大公約数的な歩み寄りの結果であり、本日までに5団体からは概ね承認を得ている文書である。内容は以下のとおり。
 - a 平成23年の認定試験は、各団体とも従来どおりに実施するが、各団体の試験範囲を共通化する。
 - b 平成24年の認定試験は、5団体の下に共通問題で同一期日にて実施する。
 - c 5団体は平成24年までの試験を円滑に実施するため、「動物看護師統一試験協議会」を結成することで合意し、事務局を日本動物看護学会に設置する。
- (イ) この合意は、この委員会で議論している平成25年の第1回統一試験を前提として、5団体が足並みを揃えるための内容となっているが、各団体が安心して新たな一歩が踏み出せるよう、日獣が統一認定の実施について声明発表を行う等により調整役としての役割を果たすことを、期待している。
- (ウ) 統一試験認定について看護職協会にまかせるとするのは、現状の協会の事務体制からして不安である。財務内容も不明確である。

エ 全国動物教育協議会（下菌委員）

- (ア) 我々は受け手であり、公平・公正な道筋を示してもらいたい。新たな組織がやるのか、5団体がやるのか、また協会がやるのか選択肢はあるが、いずれにせよ、教育機関が協力できる案でやってもらいたい。
- (イ) 養成団体は、学生が試験に合格するよう、実施される試験内容に沿った教育をする必要がある。養成団体が試験内容に沿ってカリキュラムを組めるよう、検討段階を含む情報の透明化と迅速な提供をお願いしたい。
- (ウ) 産業動物も試験に含まれるのか、案に明示してもらいたい。教育のカリキュラムと試験の内容は平行であるべき。教育していないことを試験に盛り込まれても困る。いずれにせよ教育機関としては決定された内容については、それに沿うよう努力していきたい。

オ 日本動物病院福祉協会（原委員）

- (ア) 取りまとめ資料は、平成25年からの統一試験がスムーズに開始できるようにすることに留意して作成した。
- (イ) 一方、日獣からは、統一認定と資格付与等について、実現可能な全体の構想や計画を示してほしい。それが示され、関係者が合意了解しないと5団体だけの合意ではあやういこととなる。

カ 全国動物保健看護系大学協会（福所委員）

- (ア) 統一試験は国家資格を見据えて実施すべきである。公正公明な試験を実施するためには、5団体のどこにも偏っていない第三者機関が必要であり、この委員会においてその第三者機関の設置について検討すべきである。
- (イ) 看護職協会は看護職を会員とする団体であるので、直接的な認定機関とはなりえない。認定機関からの委託により統一試験と認定の実務を行うということで看護職協会自体の事務執行体制の整備が必要だ。

キ 日本小動物獣医師会（生子委員）

- (ア) 今回の認定5団体合意事項について、とりあえず統一化でまとめた。これで良いと思うが、日小獣としては8月の理事会で合意事項の承認を得た後、この方向で進めていくこととしたい。
- (イ) カリキュラムが決定しないと試験問題作りが困難である。したがって当面は現在使用されている試験問題を取りまとめ、共通問題を作成するのが現実的である。

ク 日本動物看護職協会（森委員代理の太田副会長）

- (ア) 統一試験・認定を行う方向でぜひまとめてほしい。我々日本動物看護職協会としても最大限努力していきたい。
- (イ) 統一試験に向けての実施母体を決めることが必要となるが、23～24年の実施母体、そして本格実施の25年の実施母体との関係もどう考えるのか検討が必要だ。とにかく、実施機関をどこがどのように担うのか明確化していく必要がある。
- (ウ) 当然、日本動物看護職協会の役割には重いものがあると自覚している。

ケ 日本獣医学会（西原委員）

- (ア) 今日の獣医療において、獣医師と動物看護職とは車の両輪としての関係であるべきである。
- (イ) 教育カリキュラムの統一化、そして統一試験・認定に向けて学会としてどのような立場でどのような取り組みを行うべきなのか、検討・協議の上、協力させてもらいたい。

委員長より、次回会議までに実施主体、受験資格、試験方法等の具体的論点について、認定5団体合意事項をも勘案した上で対案を示すこととされた。

(2) 個別事項の協議・検討結果

ア 統一試験の実施主体について

- (ア) 国家資格は最終目標であり、これを実現するための前段となる高位平準化された基礎資格を統一試験と認定で準備することが各団体の共通認識である。社会の混乱を防ぐためにも、原則として関連する他の認定資格は消滅するものと考えてるが、専

門的な資格制度などの多様性については余地を考慮するべきである。

- (イ) 今年度中には実施のための組織を整備し、合意書に示された認定5団体による協議会と実施の母体となる組織との整合性を図る必要がある。
- (ウ) 日獣から国家資格に至るまでの考え方・道筋を示してもらい、各位に懸念が生まれないよう、基本的方向を了解してもらうことが必要である。また、日獣においては、全面的な後方支援を行うことも合わせて示してもらいたい。

イ 統一試験の受験資格等について

- (ア) 資格の認定である以上、統一試験の受験資格は明確にしなければならない。この場合、現状では高卒後、最低でも専門学校における2年間の専門教育を受験資格とするのが妥当である。
- (イ) 現職の動物看護師等の救済について
 - a 現在、5団体により認定された看護師については、基本的には試験が受けられるよう何らかの救済の方向の検討が必要となる。
 - b 現在、なんらの認定資格等を持たずに動物病院等に勤務する看護師については、専門的な知識があるとは判断できない。従ってこのような者についてまで統一認定の対象とはなり得ない。
 - c 他の関連部門の有資格者（獣医学科、畜産学科卒業生など）の関係や、産業動物や実験動物分野における専門職等の取扱いについても視野に入れてどうするのか検討をしておくべき。

ウ 養成カリキュラムの統一について

- (ア) カリキュラムの範囲について
 - a 4大学ではコアカリキュラム委員会において2年半から3年間の国試対応教育を検討している。現状では2年教育で対応できるものとせざるを得ないが、将来に備えて、分野ごとに何時間の教育が必要であるか、今から委員会で細かく決めていきたい。
 - b 専門学校生のほとんどが小動物臨床看護師を目指している。現行の認定以外の範囲に関してどういう教育が不足するのか明確にしてほしい。臨床現場に出た時に有用な人材を養成するための教育が必要である。
 - c 大学と専門学校のすり合わせについては、委員各位に検討していただきながら、これからの実施主体における課題とする。
- (イ) 看護職の職務範囲について
 - a カリキュラムを受けて認定された看護師の職務内容が明確にされることで、資格取得の優位性が認識される。適正な獣医療を推進するために看護職は資格保持が望ましいということをアピールしたい。
 - b 職務内容を定義するのは法令に基づいて行政が行うことである。有資格者の採用を促進することは可能であるが、まずはその資格が社会的に認められることが前提である。
 - c 前提は2段階方式の考え方でいくということは、この委員会でも合意され、十

分了解されていると考える。まずは現状の法令の枠組みの中で、試験を認定の統一実施による高位平準化、そして、次の段階が法整備を伴う公的資格制度化に向けてのステップアップ、そして、前段と後段をどううまくつないでいくのかということ。このことを十分認識しておいてもらわないと困る。

3 まとめ

(1) 細井戸委員長より以下のとおりまとめられた。

ア 統一試験・認定の総論は一致したが、それに至る筋道の各論は、各団体それぞれの思いがあり意見の違がある。しかしこの委員会の目的は、先ずは統一試験を行うことにより高位平準化された看護職の立場を確立することにある。現職の看護職も臨床現場において有用な働きをしているが、試験に通ってもらった人が現場に戻り、国家資格に準ずる人であると実体的に証明できるよう、段階を追って内容を吟味していきたい。将来の公的資格のために先ず最低条件として必要となるのが、現状としてはまず25年の統一試験を実現するというところにあるということで議論をまとめていきたい。

イ 認定5団体の合意事項をよく考慮して対案を作成するが、各5団体においては、その前提となる本日示された合意事項について、委員は責任をもって組織内の承認を取りつけていただきたい。

ウ 次回委員会は9月に開催したい。

(2) 会議の最後に、山根会長、中川副会長、大森専務理事から、それぞれ以下のとおり挨拶が行われた。

ア 山根会長

長時間、具体的な深い各論にわたり、実りある検討をいただいたことに感謝する。ようやく第一段階の手前まで届いたかなとの思いではあるが、道半ばである。とにかく、この委員会は各関係団体・機関からの代表選手を迎えているわけである委員各位が各団体の責を負っていることを十分自覚し責任をもって各団体内の意識の統一を図ることを約束してもらいたい。

イ 中川副会長

獣医師業の確立から120年、明治6年には陸軍において獣医学教育が開始され、獣医師の資格が近代化されるとともに、文化や時代のニーズにより様々な変遷をたどってきた。人権や生命、財産に係る分野においては法令化、国家資格化されやすいが、獣医療は職域としてはサービス業である。江戸時代には獣医職は師弟関係による免許皆伝であり、動物と人が共に暮らす近代文化は日本人が今まで経験の少ないところであるが、そういったゆるい文化を変えるためには、相当の理論武装と社会のニーズに応える資質の具備が必要である。動物看護職の問題もここ20年近くかけて議論してきている。10年

前の議論とは相当変わった。関係者がこぞって獣医療提供における獣医療従事者としての動物看護職の位置づけを評価し、その質保証に向け公的資格制度が必要だということ意見の一致をみているとして過言ではない。委員各位の英知を結集していただきたい。

ウ 大森専務理事

(ア) 本日はこれまでの議論の経過を踏まえた核心を突くご意見をいくつかいただいた。将来の公的資格制度化に向けて順次ステップを踏んでいく必要があり、その第一段階が5団体の認定試験の統一であることが今日までに一致したところである。しかし、将来につながる具体的な方策について、最終目標に向けてどうステップアップしていくのかの筋道については、関係する団体・機関の間で同床異夢の感が残る。

(イ) 従って、獣医療従事者に対する公的資格を最終ゴールに据え、今後の獣医療提供のありようを示したうえで、獣医療提供における獣医師と獣医療従事者の関係、獣医療従事者の職務範囲に応じた質保証の在り方、現状の動物看護職の位置づけをはっきりさせること、先ずはこのことなくしては関係者の疑心暗鬼は解消しない。

(ウ) 次に、全体を達成する上での工程表、これは、当面急ぐ必要のある現行の各5団体認定の統一試験・認定への移行の筋道が第一段階、そして目指すべき獣医療従事者の公的資格制度への筋道、更に公的資格と統一試験・認定の下で資格の付与された動物看護職との関係、これを明らかにするのが第二段階となるのではないか。

(エ) そして(イ)と(ウ)に関係して、動物看護職資格の前提となる教育養成課程の在り方について教育のコアカリキュラムの整備をどうするかということと、当面、統一試験・認定の受け皿・母体の機能を看護職協会が担うのか、担うとすれば、どのような体制整備が必要となるのか、これらのことについてどう具体化していくか、本日の議論を踏まえて委員長と協議しながら、改めて皆さんに工程表を提示して詰めていく必要がある。